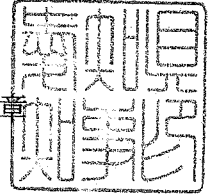




5 人 推 第 27 号
令和 5 年 5 月 29 日

愛知県人権施策推進審議会
会長 近藤 敦 様

愛知県知事 大村 秀 章



愛知県人権尊重の社会づくり条例第 5 条第 1 項に基づく基本計画の
策定について（諮問）

このことについて、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和 4 年条例第 3 号）
第 5 条第 3 項の規定に基づき、別紙理由を添えて諮問します。

担 当 県民文化局人権推進課
人権推進グループ
電 話 052-954-6167（ダイヤルイン）

理由

本県においては、これまで、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、部落差別を始め、女性、子ども、高齢者、障害者、性的少数者の人権等の重要課題に取り組んできたが、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を新たに制定し、2022年4月1日から施行したところである。

この条例は、包括的な人権条例として、県の責務などを定めるとともに、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という）を定めることとしている。また、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、貴審議会の意見を伺うこととなっている。

そのため、基本計画の策定について、貴審議会に対し諮問するものである。